

綾部市での結婚生活を応援します！

綾部市新婚生活支援事業補助金

申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します

補助対象要件

※以下の要件全てを満たす必要があります

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出、または綾部市パートナーシップ届受理証明書の交付を受けられた世帯
- 婚姻届または綾部市パートナーシップ届の提出時において、対象者の双方が39歳以下である
- 対象者の双方または一方の住民票が綾部市にある
- 対象者の所得合計額が500万円未満である
※所得合計額が500万円以上であっても、貸与型奨学金の年間返済額を控除した後の所得合計額が500万円未満となる場合は対象となる
- 対象者が、綾部市税及び京都府税を滞納していない
- 対象者が、過去に本補助金、または他の自治体において同様の新婚生活支援に関する補助金等の交付を受けていない

補助額

対象者の双方が29歳以下 上限 **60**万円

対象者の双方が39歳以下 上限 **30**万円

対象経費

- ・新規住宅購入費用
- ・新規住宅賃借費用（賃料、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用（引越事業者または運送事業者への支払い費用）

※令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間に
対象者が負担した費用が対象となります

必要書類

※申請内容によって必要な書類が異なります

全ての世帯が提出する書類

- 綾部市新婚生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 世帯全員の住民票
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、婚姻届受理証明書またはパートナーシップ届受理証明書の写し
- 夫婦等の所得を確認できる書類（直近の所得証明書または課税（非課税）証明書）
- 夫婦等の綾部市税の完納証明書（市税の滞納がないことの証明）
- 夫婦等の京都府税の納税証明書（府税の滞納がないことの証明）
- 本制度に関するアンケート
※申請手続き時にお渡しします

該当する世帯のみ提出する書類

- 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
※所得合計額が500万円以上で、貸与型奨学金の年間返済額を控除した後の所得合計額が500万円未満となる場合に限る

住宅を購入または新築した場合

- 住宅の売買契約書等の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書
- 費用の内訳がわかる書類の写し

住宅を賃貸した場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 費用の内訳がわかる書類の写し
- 給与明細等、住宅手当の支給状況を確認できる書類
※住宅手当が支給されている場合に限る
- 賃貸借契約書等、賃借人が勤務先であることが分かる書類
※住宅の賃借人が勤務先の場合に限る

引越しをした場合

- 引越し費用の領収書
※引越業者または運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る費用のみ対象

本事業に関する申請・問合わせ先

綾部市企画総務部企画政策課（本庁北3階）

TEL：0773-42-4215

E-mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp

